

令和5年度第8回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年11月6日(月)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第51号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第52号 農地の転用の許可の申請について

議案第53号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第55号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第56号 農用地利用集積計画について

議案第57号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第58号 農地利用最適化推進委員の辞任について

(2) 報告

報告第32号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第33号 現況証明願について

報告第34号 農地の転用のための届出の受理について

報告第35号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉

13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員) 37番 舩 憲明

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事
- (2) 農務課 副課長

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、37番の 舩 憲明委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは7番の太田 智代委員と8番の太田 政俊委員にお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第51号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号31番 調査年月日は令和5年10月31日。本案件は、岡崎阿知和スマートインターチェンジ整備事業等による農地の売却により、耕作地が減少したため、申請地を譲り受けて、経営規模を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号32番 調査年月日は令和5年10月31日。本案件は、譲渡人が高齢となり、耕作ができないことから、譲受人が申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号33番 調査年月日は令和5年10月31日。本案件は、自己所有地や市民農園で耕作を行っているが、現在の耕作地では果樹の植樹ができないことから、申請地を取得して果樹を育てていきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められるとのこと。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（安）委員：申請番号34番 調査年月日は令和5年9月7日に農業委員会事務局にて面談を行いました。本案件は、譲渡人から相続で土地を取得したが、耕作ができないた

め譲渡したいとの話を受け、来年定年を迎えることもあり、自身で農地を取得して、本格的に農業を行っていききたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：申請番号 33 番、34 番についてお聞きします。下限面積の撤廃により取得できたものと考えますが、今後の計画の中で耕作面積を増やしていきたいとお考えなのでしょうか。また、33 番について、果樹はどのようなものを植えられるのでしょうか。耕作は 1 人で行っていくのでしょうか。

事務局：33 番、34 番について、今後拡大していくかについては聞き取りを行っておりません。また、33 番について、果樹はキウイフルーツ、みかん、柿で母親と一緒に耕作を行っていくとのことでした。

酒井（功）委員：新規就農ということであれば、維持・発展していくためにも、今後拡大するかのヒアリングは行った方がよいのではないのでしょうか。

事務局：検討させていただきます。

太田（昌）委員：33 番についてですが、申請地は自身が耕作を行っている近くの農地であり、申請人が親、子どもと一緒に農作業を行い、しっかり管理されている姿を目にしております。今後拡大していく見込みはあると思います。現在はみかん、柿を 10 本ほど育てているようです。

会長：ありがとうございました。その他、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 52 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いし

ます。

柴田（享）委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 31 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第 53 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号 57 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 3 日。本案件は、岡崎市発注の下水道管渠築造工事を請け負ったが、工事資材を置く資材置場が必要なため、申請地を資材置場として利用したいというものです。一時転用期間は、令和 5 年 11 月 10 日～令和 6 年 3 月 9 日までです。過去、何度も資材置場として利用されている土地であり、調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（智）委員：申請番号 58 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 28 日。本案件は、岡崎市発注の道路整備工事を請け負ったが、工事に伴う残土や建設資材置場が不足しているため申請地を資材置場として利用したいというものです。一時転用期間は、令和 5 年 11 月 10 日～令和 6 年 3 月 31 日までです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 59 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 30 日。本案件は、現在飲食店を

営んでいるが、厨房が手狭になったため、デザート・菓子を独立して製造・販売する店舗として申請地を利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 60 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 10 日。本案件は、現在賃貸住宅に夫と 2 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 61 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 29 日。本案件は、美容製品を製造し販売する事業を行っているが、この度県道の拡幅による収用移転の対象地となり、移転しなければならなくなったため、申請地に事務所兼工場を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

高木 委員：申請番号 62 番 調査年月日は令和 5 年 11 月 1 日。本案件は、自動車の販売及び修理業を営んでいるが、整備車両等を置く場所がなく申請地を利用してきたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 63 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 24 日。本案件は、現在賃貸住宅に妻と息子と 3 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 64 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 24 日。本案件は、物流センターの建て替え工事を請け負うこととなったが、掘削作業で発生する土砂を置く場所が不足しているため、申請地を土砂の仮置き場として利用したいというものです。工事期間は、令和 5 年 12 月 11 日～令和 7 年 4 月 30 日までです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号 65 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 24 日。本案件は、太陽光発電事業を行っているが、業務拡大を図るため、申請地に太陽光発電設備を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 54 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号 6、7 番 調査年月日は令和 5 年 10 月 26 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作及び特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第 55 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

太田（政）委員：申請番号7番 調査年月日は令和5年10月23日。本案件は、申出事由の生じた方が、疾病により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第56号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第57号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第58号を議題といたします

す。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地利用最適化推進委員の辞任について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、同意するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：（以下について、報告書に沿って説明を行った）

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3件
現況証明願について	1件
農地の転用のための届出の受理について	10件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	20件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 45 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（7番）

岡崎市農業委員会委員（8番）